

# 議院運営委員会質問要旨

令和3年8月17日

玉木雄一郎(国民民主党・無所属クラブ)

1. 特措法の効果が薄れてきている今、「ロックダウン法案」、すなわち個人への罰則付き外出禁止命令の導入について、十分な経済的補償を前提として、特措法改正を検討すべきではないか。
2. 特措法31条の2では、医療の提供に支障が生じた場合、プレハブや体育館などを想定した「臨時の医療施設」を提供しなければならないと規定している。救急車の搬送先がなかなか決まらないのは医療崩壊そのもの。「コロナ野戦病院」を国が主導して設けるべきではないか。
3. 重症化予防に効果のある「抗体カクテル療法」について厚労省が通知を出し、入院患者だけでなくホテル療養でも使用できるようになった。「自宅療養を原則」にするなら、自宅療養中の患者にも使用できるようにすべきではないか。
4. 入院調整や健康観察を保健所だけでやるのは限界。感染症法上の分類を、インフルエンザ並みの5類相当に見直して、かかりつけ医に診てもらうべきとの議論がある。「抗体カクテル療法」などの治療薬が自宅療養者も受けられるようになり、ワクチン接種がある程度進んだ段階で、5類相当に見直してはどうか。
5. 河野大臣はワクチンの3回目接種について「必要ならもう来年分は確保できている」とテレビ番組で語ったが、政府としてブースターといわれる3回目接種は必要と考えているのか。
6. 香川県ではこの週末に中四国最大の野外ロックフェス「モンスターバッシュ」が予定されている。数万人が県内外から集まるので地元でも不安の声がある。会場は国営公園なので、施設管理者の国として、開催の是非を判断すべきではないか。

答弁者はすべて西村国務大臣

以上